

AI ネットワーク社会推進会議(第 32 回)

AI ガバナンス検討会(第 30 回)

合同会議

議事概要

1. 日時

令和8年3月12日(木) 13:00～14:30

2. 場所

オンライン開催

3. 出席者

(1) 構成員

【AIネットワーク社会推進会議】

須藤議長、平野副議長、今田委員、大田委員、喜連川幹事、近藤委員、佐々木委員、実積委員、新保委員、鈴木幹事、高松委員(代理出席)、萩田委員、林委員、福田剛志委員、福田雅樹委員、村上委員

【AI ガバナンス検討会(平野座長含め AI ネットワーク社会推進会議構成員を除く。)]

大屋座長代理、荒堀委員、浦野委員、江間委員、落合委員、小俣委員(代理出席)、河島委員、木村委員、小塚委員、財津委員(代理出席)、斉藤委員、佐久間委員、高木委員、瀧澤委員、武田委員、千葉委員、豊田委員、中川委員、成原委員、山田委員

(2) オブザーバー

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、内閣府知的財産戦略推進事務局、公正取引委員会経済取引局総務課デジタル市場企画調査室、個人情報保護委員会事務局、金融庁総合政策局イノベーション推進室、消費者庁消費者安全課、デジタル庁戦略・組織グループ AI 実装総括班、デジタル庁省庁業務サービスグループ 政府の AI 調達・利活用ルール形成班、文部科学省研究振興局参事官(情報担当)付、文化庁著作権課、厚生労働省医政局研究開発政策課、農林水産省輸出・国際局知的財産課、経済産業省商務情報政策局情報産業課 AI 産業戦略室、経済産業省商務情報政策局情報経済課、防衛省整備計画局サイバー整備課、情報通信研究機構AI研究開発推進ユニット、科学技術振興機構社会技術研究開発センター企画運営室、理化学研究所数理・計算・情報科学研究推進部、産業技術総合研究所情報・人間工学領域、AIセーフティ・インスティテュート

(3) 総務省

今川総務審議官、大村官房総括審議官(広報、政策企画(主)担当)、布施田国際戦略局局長、寺村国際戦略局情報通信国際戦略特別交渉官、後白国際戦略局国際戦略課 AI 政策推進室室長、藤本国際戦略局国際戦略課 AI 政策推進室課長補佐 他

4. 配布資料

資料 1 令和7年度の活動について

資料 2 AI 事業者ガイドラインの令和7年度更新内容

資料 3-1 AI 事業者ガイドライン(第1.2版案)本編

資料 3-2 AI 事業者ガイドライン(第1.2版案)別添

資料 4-1 AI 事業者ガイドライン 本編 概要資料更新案

資料 4-2 AI 事業者ガイドライン 別添 概要資料更新案

資料 5 AI 事業者ガイドライン 別添 7(チェックリスト)更新案

資料 6 AI 事業者ガイドライン 別添 7(ワークシート)更新案

資料 7 AI 事業者ガイドライン 別添 9 更新案

資料 8 AI 事業者ガイドライン活用の手引き(案)

参考 1 AIネットワーク社会推進会議・AIガバナンス検討会 構成員名簿

5. 議事要旨

5-1. 開会

5-2. 議事

(1) 令和7年度の活動

事務局より、資料 1 に基づき、令和7年度の検討における実行体制、検討会議体の再編、AI 事業者ガイドライン第1.2版の公開に向けた検討経緯、広島 AI プロセス等の国際動向、AI 法の成立・人工知能基本計画の閣議決定等の国内動向、事業者向けアンケート結果に基づくAI 事業者ガイドラインの認知・活用状況、及び AI 事業者ガイドラインの活用促進に向けた検討の状況について説明がなされた。

(2) AI事業者ガイドラインの令和7年度更新内容

まず、事務局より、資料 2 に基づき、AI 事業者ガイドライン第1.2版の更新内容について、AI エージェント及びフィジカル AI に関する定義・便益・リスク等の追加を含む AI 技術の動向の反映、リスクベースアプローチに関する参考文献の追加を含む AI によるリスクの記載の見直し、主体毎の役割の見直しや AI 開発者の定義の補足等を含む主体区分の整理、学習・推論・データ等の特定単語の整理・見直し、活用の手引きやチャットボットの提供によるユーザビリティの改善、及び AI 法や広島 AI プロセス等の動向や事業者による取組事例の追記等を含む AI ガバナンスに関する動向の反映の6つの論点に基づく説明がなされた。次いで、同じく事務局

より、「AI 事業者ガイドライン活用の手引き(案)」の概要及び公開予定について補足説明がなされた。

(3) 意見交換

主な質疑応答等は以下のとおり。

<議事 1 令和7年度の活動に関して>

【実積委員】

アンケート調査について、こうした実態把握の取り組み自体は重要であり、実際にどの程度の方々がガイドラインを活用しているかを把握することは大変意義深いと考える。しかしながら、今回のアンケートの配布先は、AI 事業者ガイドラインを直接送付し続けているような、いわばメインターゲットとなる企業を中心にあり、そうした企業に対する調査結果として捉える必要がある。その上で、今回の資料が公開される際には、認知度・活用度の数字が一人歩きしないよう留意いただきたい。本来であればこれらの企業には 100 パーセント活用していただきたいにもかかわらず、今回のような数字となったことは、浸透が道半ばであるというメッセージを含めて報告すべきである。既に十分浸透しているという誤った印象を与えることになれば、却って逆効果となりかねないことから、この点については十分にご注意いただきたい。

【須藤議長】

御指摘のとおりと考える。AI エージェントやフィジカル AI の活用が既に相当程度進んでいる中、その利用が今後さらに拡大していくものと見込まれる。そうした状況を踏まえると、両省が注力して策定してきた本ガイドラインは十分に活用し得るものであり、その広報についてより一層推進していく必要がある。両省において多大な努力がなされていることは承知しているが、構成員も含め、今後より一層の取り組みが求められるものとする。

【藤本課長補佐】

先ほどのアンケートに関する御指摘はそのとおりであり、今後留意してまいりたい。また、御指摘のとおり、今回のアンケートはIT 関連の業界団体を対象として実施したものであるため、結果として認知度が高く表れている面がある。来年度においては、IT 以外の業界団体も調査対象に含めることを視野に入れ、より事業者の実態に即した測定が可能となるよう留意してまいりたい。

【須藤議長】

自治体関係については、人工知能基本計画に基づき、政府・地方公共団体ともに AI の利活用を積極的に推進していく方針にある。本ガイドラインについては、既に一定数の地方公共団体において活用されているところであるが、小規模な地方公共団体においては、未だ十分に認知されていない状況にあると考える。この点については、自治体関係の会議等を通じて、自らも周知に努め

てまいりたい。本ガイドラインは、地方公共団体における AI 利活用においても相当程度有用なものになると考える。

【藤本課長補佐】

今回のアンケートについては、地方公共団体に対しても実施しており、御指摘のとおり、地方公共団体における認知度は事業者と比較して低い結果となっている。本ガイドラインは、事業者のみならず地方公共団体等も対象としていることから、地方公共団体に向けた周知浸透についても引き続き取り組んでまいりたい。なお、本日は割愛したが、地方公共団体を含む全体の調査結果については、改めて構成員に共有する予定である。

【須藤議長】

今後、政府共通の生成 AI システム「源内」が約 18 万人の国家公務員に利用されることとなる。これに伴い、各省庁においては、RAG (検索拡張生成) の構築方法や外部の LLM (大規模言語モデル) との接続形態等について、積極的に検討が進められている状況にある。こうした政府内部における AI 利活用の推進に当たっても、本ガイドラインを参照いただくことが重要であると考えており、機会を捉えてその旨を発信してきたところである。

<議事 2 AI事業者ガイドラインの令和 7 年度更新内容に関して>

【中川委員】

- エージェント AI 及び AI エージェントについては、本年 2 月に OECD が両者の定義を区別するレポート「THE AGENTIC AI LANDSCAPE AND ITS CONCEPTUAL FOUNDATIONS」を公表している。同レポートは、技術、法制度及び行政の各分野の知見を踏まえた極めて最新かつ内容の充実したものであり、世界における今後の標準的な見解となる可能性が高いと考える。来年度以降の参照資料として活用することを提案したい。
- 同レポートによれば、AI エージェントとは個別の目的に対してある程度自律的に動作するものを指し、エージェント AI とは、大きな目的を個別の目的に分解した上で、複数の AI エージェントを組み合わせることで自律的に達成するものと整理されている。
- これらの利用形態としては、企業内部で活用するケースと、個人が自らの代理として活用するケースの二つが主に想定されるが、両者は責任の所在という観点から相当に異なる性質を有している。個人が活用するケースでは、相手方に対するアクションを通じて個人が損害を与える場合、又は個人自らが損害を被る場合がある。企業が活用するケースでは、企業内部における損害にとどまらず、顧客や取引先との間で意思疎通に齟齬が生じ、いずれかの当事者に損害が発生するおそれがある。こうした責任論は極めて重要な課題であり、企業においても強く意識されているものと推察される。考え方の整理自体は容易ではないが、検討に着手すべき時期に来ているものとする。その対応策の一つとして、保険の活用を提唱する見解もあるところである。
- RAG については、提供者側が構築する場合のみならず、提供者側を必ずしも信頼しきれない場

合には、自前で構築せざるを得ないケースも生じている。実際に、自前で RAG を構築したいとする企業も相当数に上っている状況にある。

【須藤議長】

- OECD「THE AGENTIC AI LANDSCAPE AND ITS CONCEPTUAL FOUNDATIONS」については、自身も当該検討会議のメンバーとして関与したところである。同文献は、英国チューリング研究所、カナダの Yoshua Bengio 氏、UC Berkeley の Stuart Russell 氏が中心となって執筆したものであり、技術・法律・行政の各分野を横断した極めて充実した内容となっている。中川委員の御指摘のとおり、学術的にも実務的にも極めて有益な文献であり、広く参照されることを推奨したい。
- エージェント AI については、本年中に本格的な対応を要する事態が生じるものと見込まれる。大手 LLM 企業の多くがエージェント AI の活用方法について真剣に検討を進めている状況にあり、この点について注意を喚起しておきたい。

【平野座長】

- エージェント AI、AI エージェント及びフィジカル AI について、今回のガイドラインにおいて記載を盛り込むことができたことは大きな成果であると考え。これらのテーマは極めて新しい領域であり、法律分野においても文献が十分に蓄積されていない状況にあるが、米国の文献データベース等を参照すると、既に相当数の論文が公表されつつある状況にあり、この分野における動向の変化の速度は極めて速い。したがって、記載可能な範囲で随時反映していくことが重要であり、本ガイドラインはまさに Moving Document として不断の更新を行っていくことが求められる。
- AI 事業者ガイドラインは、AI 法の成立により、規範・ルールとしての重要性が従来以上に増しており、各方面からの注目も高まっている。こうした状況を踏まえ、AI エージェントやフィジカル AI に関する研究を継続的に進めるとともに、ガイドラインの不断の更新に努めていくことが重要であると考え。

【須藤議長】

分科会における原案の取りまとめに御尽力いただいたことに改めて感謝申し上げたい。AI エージェント及びフィジカル AI の具体的な事例としては、自動車分野が特に重要であると考え。自動車は、AI エージェントであると同時にフィジカル AI でもあり、人工知能の中枢部からの指令を受けて動作するとともに、多種多様なセンサーによるセンシングを行い、会話を含む取得情報を人工知能にインプットしながら、インタラクティブな環境で動作するものである。さらに、コネクテッドカーの進展に伴い、今後はエージェント AI を通じた車両間の対話が本格化する時代を迎えることとなる。そうすると、都市計画や法制度等を含む極めて広範な領域に影響が及ぶこととなり、AI の狭い範囲にとどまらず、社会基盤そのものに関わる課題となっていくものと考え。こうした観点から、現在平野座長にて進められている研究をさらに発展させていただくとともに、中央大学 ELSI センターにおいても重要な研究テーマとして取り組まれることを期待したい。

【平野座長】

今回の改定案におけるフィジカル AI の定義については、事務局とも種々議論を行ったところである。かつて経済産業省のロボット政策研究会において、ロボットの定義として、「センサー、知能・制御系、駆動系の3つの要素技術を有する、知能化した機械システム」とされており、これを簡略に言い換えれば] センサー、情報分析(判断)、及びアクチュエーターへの指令という3要素に整理できる。これを発展させた概念が「Sense-Think-Act [Cycle]」、すなわちセンサーによる感知、思考、行動という枠組みである。AI エージェントによる進化は主に Think(思考)の部分に限られるという見方もされるところ、須藤議長の御説明を踏まえると、マルチモーダル技術の進展により多様な情報源からの情報を集約したうえでの判断も可能になることから、Think のみならず Sense(感知)の部分においても進化が起こると言える。すなわち、Sense と Think の部分が密接に連動しており、Sense の部分においても思考に相当する高度な能力がマルチモーダル技術により大幅に強化されており、従来のロボットの概念と比較すると機能が相当程度拡張されている状況にある。こうした機能の拡張は利便性の向上をもたらす一方で、新たなリスクも伴うものでもあるため、今後検討すべき重要な課題であると考ええる。

【中川委員】

- 自動運転の事例に関連して、以前から考えていることを述べたい。自動運転車においては、AI 同士の対話により安全な運転が可能となるが、現状では AI ベースの自動運転車は極めて少数であり、大半の場合、人間が運転する車両が相手方となる。今後、自動運転車が漸次増加していく過程において、AI 同士のコミュニケーション方式と人間同士のそれとは次第に異なるものとなり、最終的には人間が運転する車両が極めて稀なケースとなる段階に至ると考えられる。こうしたフェーズの変遷に応じて、保険制度や道路交通法をはじめとする制度面においても、各段階に適合した異なる対応を Living Document として検討していく必要があるものと考ええる。
- この構造は自動車分野に限られるものではなく、人間と AI エージェント及びエージェントック AI との関係全般に当てはまるものである。最終的にはエージェントック AI のみで完結する状況が想定されるが、それ以前の段階として、人間、AI エージェント及びエージェントック AI が共存する過渡期が存在し、その比率が徐々に変化していくことが見込まれる。こうした状況を念頭に置いた上で、各段階においていかなる対応が求められるかという論点について事業者等で検討する必要があることから、当該論点をあらかじめガイドラインにおいて明示しておくことは意義があるものと考ええる。

【須藤議長】

本件は、本会議にとって極めて重要な御指摘であるとともに、日本社会において AI をいかに使いこなしていくか、また社会システムがいかなるステージを経て変化していくかを検討する上で、重要な視点を御提示いただいたものと考ええる。事務局においては、当該視点を来年度以降の検討に適

切に反映していただきたい。

【落合委員】

- 中川委員の御発言に関連してコメントしたい。AI の役割は徐々に変化してきており、純粋な補助的機能にとどまらず、人間とAIとの間での相互作用や、部分的又は全面的な自律的判断が取り入れられる場面が今後想定される場所である。
- 自動運転については、デジタル庁、経済産業省及び国土交通省の3省による会議において、レベル4の実現に向けた道路交通法の改正等に関する議論が進められており、将来の在り方について他分野に先行して検討がなされている状況にある。
- 他方、自動運転以外の分野については、経済産業省が先般パブリックコメントに付した「AI 利活用における民事責任の解釈適用に関する手引き〔第1.0版〕(案)」が、一般論として到達している検討の水準を示すものと認識している。同手引きにおいては一定の類型整理がなされているものと理解しているが、民事責任の検討に当たっては、リスク及びその対策が前提として存在し、その上で責任論が位置づけられるべきものとする。したがって、次年度以降、経済産業省において整理されている類型をさらに先取りする形で、本ガイドラインにおいて反映できるようになれば、検討の順序としても適切ではないかと考える。来年度以降の検討課題としていただきたい。
- また、エージェント型 AI に関しては、サプライチェーンの拡大や関係者間の相互作用の複雑化が見込まれる。LLM の普及に伴いサプライチェーンに関する論点が既に顕在化しているところであるが、エージェント型 AI の進展により関係者がさらに増加するなどこうした傾向がさらに加速するものと考えられることから、本ガイドラインへ注意喚起を盛り込んでいくことが望ましいと考える。

【須藤議長】

平野座長、中川委員及び落合委員の御発言に共通する重要な論点として、AI の高度化に伴い、ヒューマン・イン・ザ・ループの在り方をいかに位置づけていくかという課題があるとする。この点については、法制面、規制面をはじめとする様々な制度的課題が関わってくるものであり、ガイドラインにおいて適切に示していかなければ、事業者及び利用者の双方にとって不利益が生じかねないものとする。来年度以降の重要な検討課題となるものとする認識している。

【小塚委員】

- 自動運転をはじめとする分野において、開発者が法的責任、とりわけ民事責任のみならず刑事責任を問われることに対して非常に懸念を抱いている実態がある。自動運転の場合、人身事故が発生する可能性もあることから、開発者がこの点に極めてセンシティブになっていることは事実である。これに対しては、民事・刑事いずれにおいても基本的には過失の有無が問題となる場所、開発段階においていかなる手順を踏んだかが問われるのであり、社会的に適正と認められる手順を踏んでいけば過失なしと判断されるはずであると考えている。この観点から、本ガイドラインの特に

開発者に係る部分は、社会的に認められた踏むべき手順としての意義を有するものと認識しており、そのようなものとして社会的にアピールしていくことが重要である。次年度以降のブラッシュアップにおいても、ガイドラインがそのような形で活用されることを意識した改定を行っていくことが望ましいと考える。なお、提供者についても一部同様の側面があるものと認識している。

- 本ガイドラインにおいて比較的記述が限定されている利用者に関する部分について述べたい。今後、開発者でも提供者でもない利用者、すなわち AI について必ずしも専門的知見を有しない企業等が増加していくことが見込まれる。こうした利用企業において、経営層が把握・意識すべき事項、現場で利用する者が認識すべき事項、及び AI に関する何かしらの業務をおこなう必要のある部署(法務部等)の担当者が認識すべき事項は、それぞれ異なるものである。したがって、次年度以降、利用者に係る記述を充実させていく方向で検討する場合には、対象者のレベル感に応じてメッセージを書き分けていくことが重要であると考えます。

【須藤議長】

極めて重要な御指摘である。中川委員から御指摘があったとおり、エージェント型 AI の進展に伴い、エージェント間のコミュニケーションが発達していく中で、責任の所在、利用者が取るべき行動、及びいかなる手順を踏めば訴訟にも耐え得るかといった点が問題となる。こうした事項については、本ガイドラインにおいて適切に示していく必要があるものと考えます。

【佐久間委員】

- 小塚委員の御発言の後半部分と重なるところであるが、特に企業の AI ガバナンスの成否を考える上では、経営レベルでのコミットメントを確保することが極めて重要である。AI ガバナンスやリスク対策を日本企業の経営に根付かせていくためには、単にリスク管理部門等のコンプライアンス部署がリスクを個別に評価するにとどまらず、ROI や ROIC 等の経営指標に対していかなる影響を及ぼすかという経営視点も重要であると考えます。本ガイドラインにおいては AI ガバナンス協会の文書「AI 時代の経営意思決定とガバナンス ～攻めの AI ガバナンス実現のための戦略レポート」を参照文書として追加いただいているところであるが、当該部分の議論は民間側においても引き続き深めていきたいと考えている。経営層をはじめ企業内で意思決定を担う関係者への周知について、引き続き連携させていただきたい。

- AI エージェントに関連して、企業がエージェント型 AI 等の普及に対応していく上で、AI ユースケースの把握が一つの重要な課題となる。すなわち、自社の事業活動においてどこで AI が利用されているかを適切に把握できているかという観点である。AI ガバナンス協会の会員を対象として昨年実施した『『いつの間にか』AI のリスク実態調査』(対象企業 115 社、有効回答 47 社)によれば、自社に関わる AI ユースケースの全体像の把握が十分に進んでいない状況にあることが判明した。一例として、外部パートナーや取引先等が AI を利用しているか否かを把握できていない企業が約 9 割に上るといった結果が得られている。さらに興味深いことに、ガバナンスへの取り組みを進めている企業ほど、把握の限界を認識しているという傾向も確認された。こうした実態を踏まえると、全

でのユースケースを網羅的に把握することが現実的でない中で、いかに優先順位を付け、重要なユースケースを漏らさず、AI が深刻な事態を引き起こさないよう管理のポイントを設定していくかという議論は、AI エージェントの普及に伴いますます重要性を増すものとする。今後もこのような場において検討を深めていきたい。

【須藤議長】

佐久間構成員の御指摘は極めて重要な点である。昨年11月に、AI エージェントを活用している日系企業及び米国系企業の関係者から話を聞いた際にも、佐久間構成員の御指摘と同様の状況が確認されたところである。具体的には、個々の社員が AI エージェントを複数活用して業務の効率化を図っている一方で、課長級・部長級の管理者層がその実態を把握できておらず、社内及び企業間においてブラックボックス化が進んでいるとの意見が多く寄せられた。本日の御発言はこうした論点を的確に整理いただいたものであり、大変有益であるとする。AI ガバナンス協会には今後とも種々御教示いただきたいと考えているが、本ガイドラインの検討会議においても極めて重要なテーマであることから、来年度の重要な検討課題として取り組んでまいりたい。

【藤本課長補佐】

- 経済産業省「AI 利活用における民事責任の在り方に関する研究会」については、同研究会の事務局メンバーの一部が AI 事業者ガイドラインの検討に参画しているところである。同研究会のレポートが公表され次第、その内容を AI 事業者ガイドラインにいかに関係していくかについて検討を進めてまいりたい。またこれと並行して、AI 関連の判例がいかなる形で出てくるかについても注視していくことが重要であり、この点については総務省及び経済産業省双方において取り組んでまいりたいと考えている。
- 利用者に関する御指摘について申し上げる。本ガイドラインは AI の利活用を推進するという側面も有しており、AI 利用者にどれだけ活用いただけるかが一つの重要なポイントとなる。他方、利用者向けの情報については、一部不足している部分や記述が曖昧な部分があることから、いかに拡充していくかが今後の重要な課題であると認識している。具体的には、利用者の役割に応じた整理を行うことや、今回の改定で追加した AI ガバナンス協会「AI 時代の経営意思決定とガバナンス ～攻めの AI ガバナンス実現のための戦略レポート」を利用者側に位置づけること等、本日頂いた議論の内容も踏まえて検討を進めてまいりたい。

【須藤議長】

本日は、今後の重要な検討事項について貴重な御提案・御意見を多数頂いたところであり、事務局においてはこれらを適切に踏まえて対応いただきたい。また、総務省及び経済産業省双方の事務局においては、問題状況を的確に把握した上で、あるべき方向性を非常によく整理いただいていると評価している。今回のガイドラインの内容についても、関係する事業者や地方公共団体の方々に自信をもって紹介できるものとなっているとする。他方、ガイドラインの分量が増大してきて

いることから、コンパクトな資料の作成についても引き続き取り組んでいただきたい。詳細版と併せて、小冊子のような簡潔な資料をオンラインで提供する等、二段構えでの対応を検討することが望ましいと考える。

【平野座長】

- 落合委員から御指摘のあった民事責任の問題については、事業者が最も懸念を抱いている事項であると認識している。この点に関しては、国土交通省における自動運転車に係る先行研究、デジタル庁における検討、そして今般の経済産業省における取り組みと、段階的に議論が進化してきた経緯がある。これらの検討を横断的に俯瞰しているのが、AI 事業者ガイドラインを所管する本会議である。本会議は、AI ネットワーク化検討会議の開催以来既に 10 年の歴史を有し、各種ガイドラインの策定に取り組んできた実績がある。また今般の AI 法の下で非常に広範な適用範囲が整理されていることから、マルチステークホルダーの参画を得つつ、引き続き総合的に検討を進めていく場として本会議は極めて適切であると考え。
- 事務局から発言のあった判例研究の重要性については、その通りである。ただし、新しい分野においては判例が蓄積されていないのが実情であり、アナロジー(類推)を活用していくことが必要である。小塚委員から過失に関する御指摘があったが、民法上、過失の定義は規定されておらず、判例において社会一般のルールに照らして判断されてきたところである。製造物責任法における「通常有すべき安全性」についても、それ以上の定義は存在せず、社会一般のルールが基準となる。AI の分野においては、開発者が踏むべき手順としてガイドラインに記載された事項が、まさに社会一般のルールとして定着していく影響力を有するものであり、引き続きこうした研究を進めていく必要がある。
- 全体を通じて、リスク対応の重要性を改めて強調したい。AI 制度研究会の第 1 回会合において、高市科学技術政策担当大臣(当時)から、多くの国民が不安を抱いている旨のアンケート調査結果に基づく御発言があり、また臨席された岸田内閣総理大臣(当時)から 4 つの原則が示された。その 1 つ目原則が、リスク対応とイノベーション促進の両立であり、リスク対応をしっかりと行うことで AI の活用が促進されるという好循環を実現するとの趣旨であった。これに基づき AI 制度研究会の中間取りまとめが策定され、法案として AI 法に結実した経緯を踏まえると、リスク対応とイノベーション促進の両立を引き続きしっかりと推進していくことが不可欠である。
- AI 法第 7 条に規定される活用事業者の協力義務については、多くの事業者が関心を寄せているところである。政府答弁においては努力義務であるとの説明がなされているが、同条の規定ぶりは「協力しなければならない」とされており、「協力するよう努めるものとする」とされている国民及び研究機関の責務と比較して、明らかに重い責務が課されている。政府答弁においても、活用事業者が果たすべき役割の重要性に鑑みてこのような規定ぶりとなっている旨が説明されている。そして、同法第 13 条に基づき国による指針の整備がなされ、その中で AI 事業者ガイドラインが非常に重要な役割を担うという構造となっている。こうした法的位置づけを踏まえ、引き続きマルチステークホルダーの知恵を結集し、本ガイドラインをより良いものにしていくことが一層重要になっていると

考える。

【須藤議長】

• 平野座長からも御意見があったとおり、訴訟リスクが発生しやすい環境が醸成されつつある中で、小塚委員から御指摘のあった手続き論を含め、この点について十分な議論を行う必要がある。マルチステークホルダーによる議論を通じて取りまとめを行うという観点からも、来年度以降の改定作業は一層重要になるものと考えます。

• 従来のエージェント AI は個別の技術として捉えることが可能であったが、中川委員から御指摘があったとおり、エージェント AI は社会的技術としての性格を有するものであり、企業内部のエンジニアのみで検討すべきものではなく、社会制度の設計という観点から、政府、事業者、消費者団体、学会等が連携しながら構築していく必要がある。OECD「THE AGENTIC AI LANDSCAPE AND ITS CONCEPTUAL FOUNDATIONS」においても、AI が新たな次元に突入しつつあることが指摘されていると認識しており、この点についてはしっかりと認識する必要があります。

• 本報告書及びガイドラインにおいてアライメントに関する言及がなされていることは適切であると考えますが、その意識を国民全体に徹底していく必要があります。エージェント AI においては、自律的な判断に委ねられる場面が増加しますが、それが人間の道徳・倫理と乖離する可能性は否定できない。実際に、米国においては、自律型兵器への AI の活用をめぐる、AI 事業者が人間の介入の必要性を主張してアライメントの重要性を訴え、政府との間で重大な対立が生じている事例も報じられている。こうした事態は、エージェント AI からヒューマン・イン・ザ・ループ、アライメントに至るまで、本日議論いただいた論点の全てに関わる極めて重要な問題である。多様なステークホルダーが集まり、AI の活用の在り方やいかなるガードレールが必要かについて検討を行う場として、本検討会議の重要性は今後ますます高まるものと考えます。構成員の皆様におかれては、引き続きの御貢献をお願いしたい。

【布施田国際戦略局局長】

• 本日議論された AI 事業者ガイドラインは 2024 年 4 月に策定されたものであり、技術の進展に伴い更新していく Living Document として、今後も改定を重ねていく予定である。構成員の皆様のお力もあり、今年度の取組として、AI エージェントやフィジカル AI 等の最新の技術動向の反映や、ガイドラインの活用を支援するチャットボットの検討等を進めることが出来た。本日の議論を踏まえ、座長一任のもとで取りまとめを行い、第 1.2 版として関係省庁とも調整の上、3 月中の公表を目指して進めてまいりたい。公表後は、ガイドラインの周知・普及に努めてまいりたい。

• 政府全体の AI に関する取り組みとしては、AI 戦略本部での議論、人工知能基本計画に基づく各種政策の推進に加え、現在、日本成長戦略会議において AI 半導体を含む重要分野の官民投資ロードマップの策定が進められており、各種政策と連携しながら AI の活用等を推進してまいりたい。また、今週末の 3 月 15 日・16 日には、広島 AI プロセスに賛同する 65 の国・機関、38 の民間組織及び各国閣僚の参加を得て、フレンズグループの対面会合を東京で開催し、今後の具体的

なアクションプランの取りまとめを行う予定である。

- 総務省としては、最新の技術動向や AI を巡る国内外の動きにアジャイルに対応していくとともに、エージェンティック AI 等のさらに高度な自律型 AI の出現といった環境変化に遅れることのないよう取り組んでまいりたい。また、本ガイドラインが AI 法に関連するものとして位置付けられ、ルールとしての重みが増してきていることも踏まえ、今後とも適時適切かつ分かりやすい形で AI 事業者ガイドラインの更新に努めてまいりたい。

【藤本課長補佐】

ご出席の皆様にご感謝申し上げます。本日頂いた御意見について検討を行いつつ、ガイドライン案への必要な反映を行った上で、須藤議長・平野座長ご一任の下、政府での手続きも踏まえた上で、後日、AI 事業者ガイドライン第 1.2 版を公開する予定である。また、来年度以降の会合については、議事内容も含めて詳細が決まり次第事務局よりご連絡する。構成員の皆様におかれては、事務局からのメールをご確認いただきたい。引き続きよろしくごお願い申し上げます。

【須藤議長】

構成員の皆様のご協力にご感謝申し上げます。来年度も引き続きご協力をお願いしたい。本日はこれにて閉会とする。

以上